

## 6 P T A 学級委員の選出について

別添資料 1

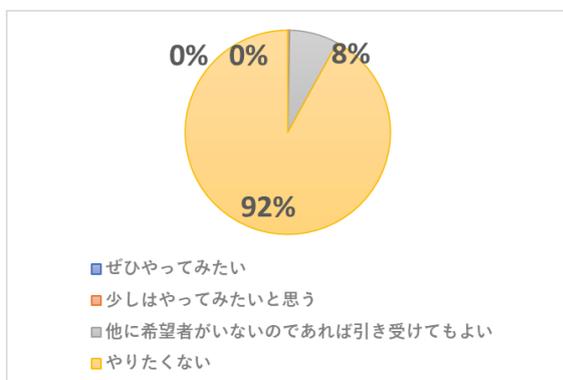
P T A については、昨今その在り方がメディアで取り上げられることもあり、社会的な議論を呼んでいます。本校においても、この数年間積極的な引き受け手が少ない中で、年度当初に担任が何件も電話をして何とか学級委員を引き受けていただく光景が数多く見られました。

先般、P T A 会長の許可を得て、学級委員の希望についてのアンケートを実施しました。（アンケートにご協力いただいた P T A 会員の皆様、ありがとうございました。）その結果が以下の通りです。

### P T A 学級委員の選出についてのアンケート結果

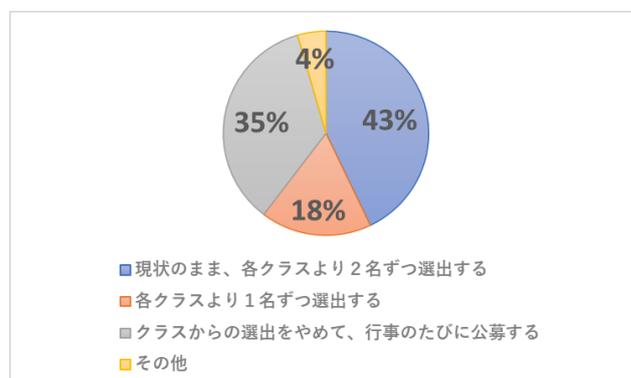
生徒数（新 2・3 年次）469 回答数 338 回収率 72.1% 実施期間 4 月 7 日～10 日

（質問 1）P T A 学級委員の希望についてお答えください。



ぜひやってみたい	0
少しはやってみたいと思う	1
他に希望者がいないのであれば引き受けてもよい	26
やりたくない	311

（質問 2）今後の羽島北高校の P T A 学級委員の選出について、以下から最もご希望に近いものをお選びください。



現状のまま、各クラスより 2 名ずつ選出する	145
各クラスより 1 名ずつ選出する	59
クラスからの選出をやめて、行事のたびに公募する	119
その他	15

#### 【その他のご意見】

- P T A を廃止する（6）
- よくわからない（3）
- 希望する人が立候補する（2）
- 前期後期で役員を分けてもいいのではと思います
- どれでも良いのでお任せします
- 全体で何人必要なかわからないので判断できない
- クラスからの選出をやめて、行事のたびに公募するのも良いと思いますが、取りまとめ役も必要と思う気持ちもあり、現状クラス役員を選出するやり方で、同時に公募するやり方を試してみる

アンケート結果を元に、P T A 運営委員会で協議した結果、以下の 3 点を提案します。

- ①学級委員を廃止する。
- ②文化祭食品バザー等、学校行事で P T A のお手伝いが必要な時は、その都度ボランティアを募集する。
- ③学級委員の廃止に伴い、P T A 規約を次のように改正する。

# 岐阜県立羽島北高等学校 PTA 規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、岐阜県立羽島北高等学校 PTA と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、岐阜県立羽島北高等学校内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、学校と家庭とさらに社会との緊密な連絡と協力によって、教育成果の向上と福祉の増進を図り、本校教育の振興に寄与することをその目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条件の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密な連絡を図ること
- (2) 生徒の進路指導に関すること
- (3) 生徒の保健、厚生に関すること
- (4) 学校の教育的環境の整備、施設整備の改善に関すること
- (5) 生徒の校外生活指導に関すること
- (6) 会員相互の親睦及び教養の向上に関すること
- (7) 生徒及び会員の慶弔に関すること
- (8) 生徒の国際理解推進に関すること
- (9) その他学校教育の発展に必要なこと

(活動方針)

第 5 条 本会の活動方針は、次のとおりである。

- (1) 本会は、自主的に活動し、営利を目的とせず、宗教にかかわらず、政党に関係しない。
- (2) 本会は、生徒の育成、福祉のため活動する他の社会的団体及び機関と協力する。ただし、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は、学校の教育について協議し、またその活動を助成するが、学校管理や教職員人事には干渉しない。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 通常会員・・・本校生徒の保護者
- (2) 特別会員・・・本校職員及び本会の趣旨に賛同協力する者

## 第 3 章 役 員

(構 成)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 顧 問 学校長
- (3) 副 会 長 若干名（1名は教頭）
- (4) 年次委員 若干名
- (5) 庶 務 4名（保護者1名、職員3名）
- (6) 会 計 2名（保護者、事務職員各1名）
- (7) 会計監査 2名
- (8) 名誉顧問 本会で必要と認められた時置くことができる。

(役員を選出)

第 8 条 本会の役員は、会員の中より選出する。

- (1) 会長、副会長、年次委員、庶務（保護者）、会計（保護者）及び会計監査は指名委員の推薦により、総会の承認を受けて決定する。
- (2) 庶務（職員）、会計（事務職員）は会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、会長が推薦し、運営委員会にはかり、決定する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括して諸会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 年次委員は、当該年次生徒の教育成果の向上と福祉の増進を図る。
- (4) 庶務は、諸会議の記録を保管し、また、会長の命を受けて会務を担当する。
- (5) 会計は、本会の経理事務をつかさどる。

- (6) 会計監査は、その年度の会計を監査する。
- (7) 顧問は、本会の目的達成のために必要あるときは会長に助言する。

(役員任期)

- 第 10 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員選出と同時に役員に就任し、後任の選出があるまでその任に当たる。

## 第 4 章 機 関

- 第 11 条 本会に次の機関を置く。  
総会、委員会

(総 会)

- 第 12 条 総会は、毎年 1 回開かれ、次の事項を審議、議決、承認する。
  - (1) 会則の制定と改廃に関する事
  - (2) 事業及び予算、決算に関する事
  - (3) 会長、副会長、**年次委員**、庶務（保護者）、会計（保護者）、会計監査の承認に関する事
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 総会は、会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合、また運営委員会が必要と認めた場合、会長が招集する。
- 3 定足数は、会員の 3 分の 1 以上（委任状を認める。）とし、議決は多数決による。

(運営委員会)

- 第 13 条 運営委員会は、本会の運営機関とし、その都度会長が招集して次の事項を審議する。
  - (1) 基本方針に関する事
  - (2) 予算、決算に関する事
  - (3) その他会務運営に必要な事項
    - ア 運営委員会の議長は、会長とする。
    - イ 運営委員会は、会長、副会長、**年次委員**、庶務、会計、~~学年正副委員長~~及び校長、教頭、事務長をもって構成される。

(指名委員会)

- 第 14 条 指名委員会は、**各年次委員若干名**、運営委員会代表 2 名、教職員代表 2 名で構成する。
- 2 互選により正・副委員長各 1 名を選出する。
- 3 指名委員会は、会長、副会長、**年次委員**、会計（保護者）、庶務（保護者）、会計監査の候補者を選び、その同意を得て総会にはかり、承認を求める。

~~(年次委員会)~~

- ~~第 15 条 各クラス互選により 2 名の学級委員を選出し、その委員と年次主任、年次担任によって年次委員会を構成して次の事項について企画及び実行する。~~
  - ~~(1) 当該年次生徒の教育成果の向上と福祉の増進を図る。~~
  - ~~(2) 会員相互の親睦、意思の疎通を図る。~~
  - ~~(3) 互選により各年次正・副委員長各 1 名を選出する。~~

(PTA 生徒指導委員会)

- 第 15 条 PTA 生徒指導委員会は、役員及び学校代表をもって構成し、第 4 条 (5) を達成するため次の事項について企画及び実行する。
  - (1) 生徒の校外生活に関する事項を必要に応じて学校へ連絡する。
  - (2) 委員会は、必要に応じて開催する。
  - (3) 当委員会の正・副委員長は会長・副会長をもって充てる。

(PTA 国際交流委員会)

- 第 16 条 国際交流委員会は、役員、~~1・2 年次生の学級委員より選出した委員~~及び学校代表もって構成し、第 4 条 (8) を達成するため次の事項を企画及び実行をする。
  - (1) 姉妹校等との友好・親善を深めると共に、国際理解を一層推進し、国際的視野や国際的感覚・価値観を持った生徒の育成を図る。
  - (2) 訪問団の派遣・受け入れ事業の計画、実行に当たる。
  - (3) 当委員会の正・副委員長は会長・副会長をもって充てる。

(特別委員会)

- 第 17 条 特別委員会は、必要の都度運営委員会の協議を経て設けられ、特別の事業について企画実行に当たる。

## 第 5 章 会 計

(会 計)

- 第 18 条 本会の予算の執行及びこれに関する行為並びに物品の管理に関する事務処理について、

必要な事項は事務決裁規定により定める。

- 第 19 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。  
2 会費は通常会員が毎月納入し、金額は総会において決定する。  
3 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第 6 章 慶 弔

(慶 弔)

- 第 20 条 会員、生徒及び学校職員の慶事・弔事が生じたときは、別に定める慶弔規程によって行う。

## 第 7 章 表 彰

(表 彰)

- 第 21 条 本会の向上発展に功績があった個人に対して表彰を行う。表彰規程は別に定める。

## 第 8 章 規 約 改 正

(規約改正)

- 第 22 条 本規約の改正は総会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

本規約は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

昭和 58 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 14 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 17 年 4 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和 5 年 4 月 27 日から施行する。